

副業の制約で注意することは

Q、従業員から副業について質問を受けました。当社の規定は副業禁止ですが、今後は認める方針です。どんな注意点がありますか？

A、公務員を除き副業を禁止する法律はなく、一律の禁止はできませんが、制約を定めることはできます。次の点に注意しましょう。

①**情報の管理** ▼自社の機密情報の持出しや自身の事業への流用は、情報の漏洩、企業の信用を失うこととなります。基本的なことですが絶対に許されないことと周知し、管理を徹底しましょう。

②**競業の禁止** ▼競業する同業他社での勤務や、自社と競業するビジネスを行うことは自社利益を侵害し、ノウハウの流出にも繋がるため禁止できます。

③**労働時間の管理** ▼労働基準法では1日8時間、1週40時間、と労働時間に上限が設けられています。複数の事業所勤務で通算すると割増賃金が発生する場合があります。そして、過重労働が原因で本業に悪影響をきたすようであれば禁止することができます。

④**労働保険・社会保険の適用** ▼雇用保険は週20時間以上が加入要件ですが、複数事業所で要件を満たす際は、主たる収入を得る事業所で加入します。社会保険で複数事業所の加入要件を満たす際には各事業所で加入し、報酬の合算額から保険料を決定し、その後各事業所で按分します。

以上の注意点をふまえ、従業員の届け出によって副業先の事業所情報、雇用形態、勤怠などを把握します。税務上の手続きが必要な場合もあります。

副業の方針は企業次第ですが、近年では認める企業が増えています。2018年、政府はガイドラインや副業に関する条文が設けられたモデル就業規則を発表し推進しています。トラブル防止のためにも、制度の整備をしましょう。